

不登校児童生徒を支援する民間施設についてのガイドライン

令和3年11月2日
泉佐野市教育委員会

1. 策定の趣旨

各学校においては、不登校児童生徒への支援のため、家庭訪問、教育相談、別室登校や放課後登校、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携、教育支援センター「さわやかルーム」「シャイン」との協働等、個々の不登校児童生徒や学校の状況に応じた取組みを進めています。

不登校児童生徒の中には、フリースクールなどの民間施設を居場所としている子どももいるため、泉佐野市教育委員会（以下、「市教育委員会」という）では、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成29年2月施行）や「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け文部科学省 通知）」が求めている民間施設との連携が必要との認識のもと、これを円滑に進めるため、民間施設に関するガイドラインを策定することとしました。

同法や同通知では、不登校児童生徒への支援について、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することをめざす必要があること、またそれに伴い、民間施設での支援を指導要録上の出席扱いと判断する際の要件について、新たな考えが示されました。

そこで、本ガイドラインでは、民間施設における不登校児童生徒への相談・指導に関することや、校長が指導要録上の出席扱いを判断する際に留意すべき点等についてもお示ししています。

不登校児童生徒の支援にあたっては、個々の状況に応じて、社会的自立に向けた適切な居場所を提供することが重要です。本ガイドラインの活用により、市教育委員会・学校と民間施設が連携し、不登校児童生徒への支援の充実につながり、一人ひとりが豊かな人生を送ることができるようになることを願っています。

2. 民間施設について

このガイドラインは、個々の民間施設についてその適否を評価するという趣旨のものではなく、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際に、保護者や学校、市教育委員会として留意すべき点を目安として示したものです。

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難です。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、実態等に応じ、各施設における活動を総合的に判断することが大切です。

（1）実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

(2) 事業運営の在り方と透明性の確保について

- ① 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。
- ② 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）、入寮費（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

(3) 相談・指導の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談や指導が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、相談・指導の対象となる児童生徒が当該施設の相談・指導体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒のタイプや状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び相談・指導の体制があらかじめ明示されており、かつ現に児童生徒のタイプや状況に応じた適切な内容の相談や指導が行われていること。また、我が国の義務教育制度を前提としたものであること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

(4) 相談・指導スタッフについて

- ① 相談・指導スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。また、実施者はスタッフの資質向上に努めること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えた指導スタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

(5) 施設、設備について

- ① 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有しており、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

(6) 学校、教育委員会と施設との関係について

- ① 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、施設への通所状況や学習等の活動の様子、相談・指導経過等の必要な事項について、月に1回程度を目安として学校へ情報提供が行われること。
- ② 学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(7) 家庭との関係について

- ① 施設での指導経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 特に、宿泊による指導を行う施設にあつては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであつても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

3. 出席扱いの考え方とその要件

(1) 出席扱いの考え方

不登校児童生徒の中には、学校外の民間施設において相談・指導を受け、学校復帰や社会的な自立に向け懸命の努力を続けている児童生徒もおり、このような努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上の出席扱いとすることができることとする。

(2) 出席扱いの要件

不登校児童生徒が学校外の民間施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立をめざすものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

◆基本的な要件について

- ① 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、当ガイドラインに示す民間施設の要件〔2. (1)～(7)〕をもとに、設置者である市教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。
- ③ 当該施設に通所又は入所（定期的・継続的な利用）して相談・指導を受ける場合を前提とすること。